

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

- 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）
- 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）（抄）
- 地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）（抄）
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）
- 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）
- 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）（抄）
- 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

○ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）第四条による改正後のもの。

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条—第七条）	第一章 総則（第一条—第七条）
第二章 子ども・子育て支援給付	第二章 子ども・子育て支援給付
第一節 通則（第八条）	第一節 通則（第八条）
第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）	第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）
第三節 子どものための教育・保育給付	第三節 子どものための教育・保育給付
第一款 通則（第十一条—第十八条）	第一款 通則（第十一条—第十八条）
第二款 教育・保育給付認定等（第十九条—第二十六条）	第二款 支給認定等（第十九条—第二十六条）
第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条 —第三十条）	第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条 —第三十条）
第四節 子育てのための施設等利用給付	
第一款 通則（第三十条の二・第三十条の三）	
第二款 施設等利用給付認定等（第三十条の四—第三十条の十）	
第三款 施設等利用費の支給（第三十条の十一）	
第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等	
	（新設）

			第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
	第一款 特定教育・保育施設（第三十一条—第四十二条）	第一款 特定教育・保育施設（第三十一条—第四十二条）	第一節 特定教育・保育施設（第三十一条—第四十二条）
	第二款 特定地域型保育事業者（第四十三条—第五十四条）	第二款 特定地域型保育事業者（第四十三条—第五十四条）	第二節 特定地域型保育事業者（第四十三条—第五十四条）
	第三款 業務管理体制の整備等（第五十五条—第五十七条）	第三款 業務管理体制の整備等（第五十五条—第五十七条）	第三節 業務管理体制の整備等（第五十五条—第五十七条）
	第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）	第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）	第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）
第二節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）			（新設）
第三節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）			
第四節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）			
第五節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）			
第六節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）			
第七節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）			
第八節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）			
第九節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）			
附則			

			第四章 地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）
			第四章の二 仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）
			第五章 子ども・子育て支援事業計画（第六十条—第六十四条）
			第六章 費用等（第六十五条—第七十一条）
			第七章 子ども・子育て会議等（第七十二条—第七十七条）
			第八章 雑則（第七十八条—第八十二条）
			第九章 罰則（第八十三条—第八十七条）
		附則	附則
			（基本理念）
第一条 （略）			（基本理念）
第二条 （略）			（基本理念）
2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならぬ。	2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならぬ。	2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならぬ。	（新設）
3 （略）			

第七条 (略)

2／9 (略)

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号口及び第六章において同じ。）

二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号口を除く。）、第五十九条第三号口及び第六章において同じ。）

三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの

ロ 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの

ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち

第七条

2／9 (新設)

(略) (略)

政令で定めるもの

五

認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であつて、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別

支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間

ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。）イに定める一日

当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

六

児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）

七

児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

八

児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施することのあることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

(子ども・子育て支援給付の種類)

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

(子ども・子育て支援給付の種類)

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とする。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等)

第十五条 (略)
2 (略)

3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二款 教育・保育給付認定等

(子ども・子育て支援給付の種類)

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とする。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等)

第十五条 (略)
2 (略)

3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

第二款 支給認定等

(市町村の認定等)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「教育・保育給付認定」といふ。）を行つたときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

5・6 (略)

7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

(教育・保育給付認定の有効期間)

第二十一条 教育・保育給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「教育・保育給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

(届出)

(市町村の認定等)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」といふ。）を行つたときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」といふ。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」といふ。）を交付するものとする。

5・6 (略)

7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

(支給認定の有効期間)

第二十一条 支給認定は、内閣府令で定める期間（以下「支給認定の有効期間」といふ。）内に限り、その効力を有する。

(届出)

第二十二条 教育・保育給付認定保護者は、**教育・保育給付認定の有効期間**において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(教育・保育給付認定の変更)

第二十三条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている**教育・保育給付認定**に係る当該**教育・保育給付認定保護者**は、現に受けている**教育・保育給付認定**の該当する第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、**教育・保育給付認定の変更**の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、**教育・保育給付認定保護者**につき、必要があると認めるときは、**教育・保育給付認定の変更**の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該**変更**の認定に係る**教育・保育給付認定保護者**に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3 第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定は、前項の**教育・保育給付認定**の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、職権により、**教育・保育給付認定保護者**につき、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する**教育・保育給付認定**子ども（以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が満三歳に達したときその他の必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところに

第二十二条 支給認定保護者は、**支給認定の有効期間**において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(支給認定の変更)

第二十三条 支給認定保護者は、現に受けている**支給認定**に係る当該**支給認定保護者**は、現に受けている**支給認定**の該当する第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、**支給認定の変更**の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、**支給認定保護者**につき、必要があると認めるときは、**支給認定の変更**の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該**変更**の認定に係る**支給認定保護者**に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3 第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定は、前項の**支給認定**の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、職権により、**支給認定保護者**につき、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する**支給認定**子どもが満三歳に達したときその他の必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところに

したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

5 第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 市町村は、第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定を行つた場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(教育・保育給付認定の取消し)

第二十四条 教育・保育給付認定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。

一 当該教育・保育給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなつたとき。

二 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めること。

三 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行つた市町村は、内

より、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

5 第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 市町村は、第二項又は第四項の支給認定の変更の認定を行つた場合は、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(支給認定の取消し)

第二十四条 支給認定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

一 当該支給認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなつたとき。

二 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めること。

三 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により支給認定の取消しを行つた市町村は、内閣府令で定

閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

(内閣府令への委任)

第二十六条 この款に定めるもののほか、教育・保育給付認定の申請その他の手続に関する事項は、内閣府令で定める。

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに對して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育・保育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限り、以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところによ

めることにより、当該取消しに係る支給認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

(内閣府令への委任)

第二十六条 この款に定めるもののほか、支給認定の申請その他の手続に関する事項は、内閣府令で定める。

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに對して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育・保育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところによ

めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該教育・保育給付認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 （略）

二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

（略）

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 （略）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

（略）

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 （略）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

（略）

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 （略）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

（略）

4 （略）

5 教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育施設に支払うことができる。

り、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 （略）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

（略）

きる。

6 前項の規定による支払があつたときは、教育・保育給付認定保護者に対し施設型対し施設型給付費の支給があつたものとみなす。

7・8 (略)

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるとときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

一 教育・保育給付認定子どもが、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をし

た日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育

・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用

保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間を勘

りの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。

以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

6 前項の規定による支払があつたときは、支給認定保護者に対し施設型給付費の支給があつたものとみなす。

7・8 (略)

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるとときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

一 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教

育・保育を受けたとき。

二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給

認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用

保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに

対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘

案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において

行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けた

とき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して

必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育
・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用
ら特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認
する教育・保育給付認定子ども）に対して提供されるものをいい、特定
教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ
、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準に
より算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費
用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）
から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属
する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控
除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準と
して市町村が定める額

二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣
総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特
別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育
に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保
育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定め
る額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
とする。）

三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣
総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給
認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用
教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認
定子ども）に対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以
下同じ。）を受けたとき。

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ
、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準に
より算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費
用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）
から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の
所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た
額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村
が定める額

二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣
総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特
別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育
に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保
護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定め
る額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣
総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特

別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

3～5 （略）

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあ

別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

3～5 （略）

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 市町村は、支給認定子ども（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあ

い事由のある場合については、この限りでない。

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 （略）

二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 （略）

5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、教育・保育給付認定保護者に對し地域型保育給付費の支給があつたものとみなす。

7・8 （略）

（特例地域型保育給付費の支給）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限

る場合については、この限りでない。

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 （略）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 （略）

5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、支給認定保護者に對し地域型保育給付費の支給があつたものとみなす。

7・8 （略）

（特例地域型保育給付費の支給）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限

る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

一　満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をし、た日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。

二　第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども）に對して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三　第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども）に對して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

一　満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。

二　第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども）に對して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三　第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども）に對して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項いい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対しても提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。） 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対しても提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。） 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

第四節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則

(子育てのための施設等利用給付)

第三十条の二 子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。

(準用)

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二款 施設等利用給付認定等

(支給要件)

第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（第二十八条第一項第三号に係るもの）を除く。次条第七項において同じ。）、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。）の保

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

一　満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二　満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであつて、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三　満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあつた月の属する年度（政令で定める場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもの

（市町村の認定等）

第三十条の五　前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めると

（新設）

ころにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2| 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3| 市町村は、施設等利用給付認定を行つたときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。

4| 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

5| 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病的状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあつた日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためにお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

6 | 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する

処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないときは、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

7 | 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第一項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

一 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者 前

条第二号に掲げる小学校就学前子ども

二 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものに限る。）又は満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。） 前条第三号に掲げる小学校就学前子ども

(施設等利用給付認定の有効期間)

第三十条の六 施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

(届出)

第三十条の七 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(施設等利用給付認定の変更)

第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）の該当する第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

3 第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付

(新設)

(新設)

(新設)

認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的
読替えは、政令で定める。

4 | 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条
の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定
子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した日以後
引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等（第三十条の十一第一項
に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）を利用するときそ
の他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設
等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

5 | 第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前項の施設等利用給付認定
の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替
えは、政令で定める。

（施設等利用給付認定の取消し）

第三十条の九 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合に
は、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。

- 一 当該施設等利用給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが
、施設等利用給付認定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲げる
小学校就学前子どもに該当しなくなつたとき。
二 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間
内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと
認めるとき。
三 その他政令で定めるとき。

（新設）

2 | 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行つたときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

(内閣府令への委任)

第三十条の十 この款に定めるもののほか、施設等利用給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設等利用費の支給

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。

一 認定こども園 第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども

(新設)

(新設)

二 幼稚園又は特別支援学校 第三十条の四第一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども

(満三歳以上のものに限る。)

三 第七十項第四号から第八号までに掲げる子ども・子育て支援施設等

第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども

施設等利用費の額は、一月につき、第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡、子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

3 施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援施設等から特定

子ども・子育て支援を受けたときは、市町村は、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が当該特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。）に支払うべき当該特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費として当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に代わり、当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、施設等利用給付認定保護者に對し施設等利用費の支給があつたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、施設等利用費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設

(新設)

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第十七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

各号に定める小学校就学前子どもの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一～三 （略）

2・3 （略）

(特定教育・保育施設の確認の変更)

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員（第二十七条第一

第一節 特定教育・保育施設

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一～三 （略）

2・3 （略）

(特定教育・保育施設の確認の変更)

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員（第二十七条第一

項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするとときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。

2・3 (略)

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育・保育給付認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る教育・保育給付認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十五条第四項及び第五十八条の三第一項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定教育・保育を小学

項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この節において同じ。）を増加しようとするとときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。

2・3 (略)

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対し適切な教育・保育（地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十五条第四項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・

校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行う
ように努めなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する特定教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めなければならない。

6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 (略)

一 (略)

二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準(第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十一条の九第二項において「設置基準」という。)（幼稚園に係るものに限る。）

三 (略)

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。)を提供しなければならない。

・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。

6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 (略)

一 (略)

二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準(幼稚園に係るものに限る。)

三 (略)

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。)を提供しなければならない。

(確認の辞退)

第三十六条 特定教育・保育施設の設置者は、三月以上の予告期間を設けて、**当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を辞退する**ことができる。

(報告等)

第三十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、**特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者**若しくは**特定教育・保育施設の設置者であつた者**若しくは**特定教育・保育施設の職員であつた者**（以下この項において「**特定教育・保育施設の設置者であつた者等**」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、**特定教育・保育施設の設置者**若しくは**特定教育・保育施設の職員**若しくは**特定教育・保育施設の設置者であつた者等**（以下この項において「**特定教育・保育施設の設置者であつた者等**」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、**特定教育・保育施設の設置者**若しくは**特定教育・保育施設の職員**若しくは**特定教育・保育施設の設置者であつた者等**に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に關係者に対し質問させ、若しくは**特定教育・保育施設**、**特定教育・保育施設の設置者**の事務所その他**特定教育・保育施設**の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(確認の辞退)

第三十六条 特定教育・保育施設は、三月以上の予告期間を設けて、**その確認を辞退する**ことができる。

(報告等)

第三十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、**特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者**若しくは**特定教育・保育施設の設置者であつた者**若しくは**特定教育・保育施設の職員であつた者**（以下この項において「**特定教育・保育施設の設置者であつた者等**」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、**特定教育・保育施設の設置者**若しくは**特定教育・保育施設の職員**若しくは**特定教育・保育施設の設置者であつた者等**（以下この項において「**特定教育・保育施設の設置者であつた者等**」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、**特定教育・保育施設の設置者**若しくは**特定教育・保育施設の職員**若しくは**特定教育・保育施設の設置者であつた者等**に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に關係者に対し質問させ、若しくは**特定教育・保育施設**、**特定教育・保育施設の設置者**の事務所その他**特定教育・保育施設**の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(確認の取消し等)

第四十条 (略)

一〇四 (略)

五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六〇十 (略)

2 (略)

(公示)

第四十一条 (略)

一・二 (略)

三 前条第一項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあつせん及び要請)

第四十二条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあつた場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の教育・保育に係る希望、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該教育・保育給付認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、

(確認の取消し等)

第四十条 (略)

一〇四 (略)

五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六〇十 (略)

2 (略)

(公示)

第四十一条 (略)

一・二 (略)

三 前条第一項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあつせん及び要請)

第四十二条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあつた場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者の教育・保育に係る希望、当該支給認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該支給認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についての

相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあつせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該教育・保育給付認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 (略)

(削る)

第二款 特定地域型保育事業者

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 (略)

2 (略)

(特定地域型保育事業者の確認の変更)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、利用定員（第二十九条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認の変更を申請することができる。

2 (略)

(特定地域型保育事業者の責務)

第四十五条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利

あつせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該支給認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 (略)

第二節 特定地域型保育事業者

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 (略)

2 (略)

(特定地域型保育事業者の確認の変更)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、利用定員（第二十九条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この節において同じ。）を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認の変更を申請することができる。

2 (略)

(特定地域型保育事業者の責務)

第四十五条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込み

用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2～5 (略)

6 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(確認の辞退)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を辞退することができる。

(報告等)

第五十条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業者であつた者若しくは特定地域型保育事業所の職員であつた者（以下この項において「特定地域型保育事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる

を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2～5 (略)

6 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(確認の辞退)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、三月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

(報告等)

第五十条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であつた者若しくは特定地域型保育事業所の職員であつた者（以下この項において「特定地域型保育事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる

きる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(確認の取消し等)

第五十二条 (略)

一・四 (略)

五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六・十一 (略)

2 (略)

(公示)

第五十三条 (略)

一・二 (略)

三 前条第一項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあつせん及び要請)

第五十四条 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行

うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあつた場合その他必

要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満三

。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(確認の取消し等)

第五十二条 (略)

一・四 (略)

五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六・十一 (略)

2 (略)

(公示)

第五十三条 (略)

一・二 (略)

三 前条第一項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあつせん及び要請)

第五十四条 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行

うとともに、支給認定保護者から求めがあつた場合その他必要と認めら

れる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳未満保育

歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満三歳未満保育認定子どもの養育の状況、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満三歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあつせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 (略)

(削る)

第二款 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第五十五条 (略)

2 (略)

(業務管理体制の整備等)

第五十五条 (略)

2 (略)

(新設)

第三節 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第五十五条 (略)

2 (略)

(業務管理体制の整備等)

第五十五条 (略)

2 (略)

(報告等)

4・5 (略)

(報告等)

4・5 (略)

3 前項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行つた同項各号に定める者（以下この款において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。

認定子どもに係る支給認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満三歳未満保育認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満三歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあつせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。

第五十六条 (略)

2～4 (略)

5 第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第五十七条 (略)

2～5 (略)

(削る)

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十八条 (略)

2～7 (略)

第二節 特定子ども・子育て支援施設等の確認

(特定子ども・子育て支援施設等の確認)

第五十八条の二 第三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

第五十六条 (略)

2～4 (略)

5 第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第五十七条 (略)

2～5 (略)

第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十八条 (略)

2～7 (略)

(新設)

(新設)

(特定子ども・子育て支援提供者の責務)

第五十八条の三 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定
子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、市町
村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な
連携を図りつつ、良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子ども
の置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなけ
ればならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重
するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にそ
の職務を遂行しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の基準)

第五十八条の四 特定子ども・子育て支援提供者は、次の各号に掲げる子
ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める基準を遵守し
なければならない。

一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県
(指定都市等所在認定こども園) (都道府県が単独で又は他の地方公共
団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。)につ
いては、当該指定都市等。以下この号において同じ。)の条例で定め
る要件 (当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限
る。)、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件 (当該
認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。) 又は認

(新設)

(新設)

定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）

二 幼稚園 設置基準（幼稚園に係るものに限る。）

三 特別支援学校 設置基準（特別支援学校に係るものに限る。）

四 第七条第十項第四号に掲げる施設 同号の内閣府令で定める基準

五 第七条第十項第五号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

六 第七条第十項第六号に掲げる事業 児童福祉法第三十四条の十三の

厚生労働省令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。）

七 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

八 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

2 特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

（変更の届出）

第五十八条の五 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日

（新設）

以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第五十八条の六 特定子ども・子育て支援提供者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を辞退することができる。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定による確認の辞退をするときは、同項に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定子ども・子育て支援を受けていた者であつて、確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定子ども・子育て支援に相当する教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育その他の子ども・子育て支援が継続的に提供されるよう、他の特定子ども・子育て支援提供者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第五十八条の七 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者及び他の特定子ども・子育て支援提供者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定子ども・子育て支援提供者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、特定子ども・子育て支援提供

(新設)

(新設)

者による前条第二項に規定する便宜の提供について準用する。

(報告等)

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であつた者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であつた者（以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に關係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第五十八条の九 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該特定子ども・子育て支援提供者があつた者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であつた者（以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に關係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

(新設)

援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきこと
を勧告することができる。

一 第七条第十項各号（第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下
この号において同じ。）に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各
号の内閣府令で定める基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又
は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていな
い場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援
施設等の運営に関する基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又
は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていな
い場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十八条の六第二項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給
に係る施設又は事業として適正に行つていない場合 当該便宜の提供
を適正に行うこと。

2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支
援学校の設置者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。次項及び
第六項において同じ。）を除く。）が設置基準（幼稚園又は特別支援学
校に係るものに限る。）に従つて施設等利用費の支給に係る施設として
適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、
遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第
四条第一項の認可を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

3 市町村長（指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。）は、特定
子ども・子育て支援施設等である第七条第十項第六号に掲げる事業を行

う者（国及び地方公共団体を除く。）が一時預かり事業基準に従つて施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるとときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

4 | 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 | 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 | 市町村長（指定都市等所在届出保育施設（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第七条第十項第四号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第二号及び次条第一項第二号において同じ。）については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。）は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等（国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。）の区分に応じ、当該各号

に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

一 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可

二 第七条第十項第四号に掲げる施設（指定都市等所在届出保育施設を除く。）当該施設に係る児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出

三 第七条第十項第五号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定

イ 認定こども園（指定都市等所在認定こども園を除く。）当該施

設に係る認定こども園法第十七条第一項の認可又は認定こども園法

第三条第一項若しくは第三項の認定

ロ 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可

四 第七条第十項第六号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものexcluding。）当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出

五 第七条第十項第七号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものexcluding。）当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定による届出

（確認の取消し等）

第五十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(新設)

一 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の三第二項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定子ども・子育て支援提供者（認定こども園の設置者及び第七条第十項第八号に掲げる事業を行う者を除く。）が、前条第六項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなつたと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事（指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 特定子ども・子育て支援提供者（第七条第十項第四号に掲げる施設の設置者又は同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行う者に限る。）が、それぞれ同項第四号、第五号、第七号又は第八号の内閣府令で定める基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることがで

きなくなつたとき。

- 四 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をことができなくなつたとき。
- 五 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の八第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第五十八条の八第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第三十条の一第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法

人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第五十八条の二の申請をすることができない。

（公示）

第五十八条の十一 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他内の内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

一 第三十条の十一第一項の確認をしたとき。

二 第五十八条の六第一項の規定による第三十条の十一第一項の確認の辞退があつたとき。

三 前条第一項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（新設）

(都道府県知事に対する協力要請)

第五十八条の十二 市町村長は、第三十条の十一第一項及び第五十八条の八から第五十八条の十までに規定する事務の執行及び権限の行使に関し

、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 (略)

二 教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行

(新設)

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 (略)

二 支給認定保護者であつて、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行

うことにより、必要な保育を確保する事業

三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、

その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。）を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用への参加に要する費用その他これらへの参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの

ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。）を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

四〇十三 （略）

（基本指針）

第六十条 （略）

内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

四〇十三 （略）

（基本指針）

第六十条 （略）

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二(5) (略)

3・4 (略)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3(10) (略)

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二(5) (略)

3・4 (略)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(新設)

3(10) (略)

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教

当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四 (略)
3 (略)

(市町村の支弁)

第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用

三 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大學法人を含む。次号及び第五号において同じ。）が設置する特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係る施設等利用費の支給に要する費用

四 国、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び次条第二号において同じ。）又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。）に係る施設等利用費の支給に要する費用

五 国、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用

育・保育の推進に関する体制の確保の内容
(新設)

三 (略)
3 (略)

(市町村の支弁)

第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用

(新設)

(新設)

(新設)

六 地域子ども・子育て支援事業に要する費用

(都道府県の支弁)

第六十六条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び例施設型給付費の支給に要する費用
- 二 都道府県が設置する特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係る施設等利用費の支給に要する費用

(国の支弁)

第六十六条の二 国（国立大学法人法第一条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置する特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係る施設等利用費の支給に要する費用は、国の支弁とする。

(拠出金の施設型給付費等支給費用への充当)

第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であって、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育

三 地域子ども・子育て支援事業に要する費用

(都道府県の支弁)

第六十六条 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用は、都道府県の支弁とする。

(新設)

(新設)

(新設)

第六十六条の二 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であって、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、満

・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもつて充てる。

2 （略）

（都道府県の負担等）

第六十七条 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の四分の一を負担する。

2| 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市

町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額の四分の一を負担する。

3| 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（市町村に対する交付金の交付等）

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担

三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもつて充てる。

2 （略）

（都道府県の負担等）

第六十七条 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の四分の一を負担する。

（新設）

2| 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（市町村に対する交付金の交付等）

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担

対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。

2

国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、前条第二項の政令で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額を交付する。

(新設)

3 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(拠出金の額)

第七十条 (略)

2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第一項の規定により国が負担する額（満三歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）、同条第三項の規定により国が交付する額及び児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の四・五以内において、政令で定める。

3・4 (略)

対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。

(新設)

2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(拠出金の額)

第七十条 (略)

2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第一項の規定により国が負担する額（満三歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）、同条第二項の規定により国が交付する額及び児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つができるるものでなければならないものとし、千分の四・五以内において、政令で定める。

3・4 (略)

(時効)

第七十八条 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したとを徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に関する処分についての審査請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 (略)

第九章 賞罰

第八十三条 第十五条第一項(第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 第十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第三十八条第一項、第五十条第一項若しくは第五十八条の八第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰

(時効)

第七十八条 子どものための教育・保育給付を受ける権利及び拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 子どものための教育・保育給付の支給に関する処分についての審査請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 (略)

第九章 賞罰

第八十四条 第三十八条第一項又は第五十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰

した者は、三十万円以下の罰金に処する。

金に処する。

第八十六条 第十五条第二項（第三十条の三において準用する場合を含む以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第八十七条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第八十七条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 (略)

附 則

(保育所に係る委託費の支払等)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

6 第四項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子ども教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

7・8 (略)

(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

第九条 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第二十七条第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条

附 則

(保育所に係る委託費の支払等)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

6 第四項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子ども教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

7・8 (略)

(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

第九条 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第二十七条第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二

第二項第二号及び第四号の規定にかかるわらず、当分の間、一月につき、次の各号に次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に当該各号に定める額とする。

一 施設型給付費の支給 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一条）第九条の規定による私立幼稚園（国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）の経常的経費に充てるための国の補助金の総額（以下この項において「国の補助金の総額」という。）、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ （略）

二 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分

に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特定教育・保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特

号及び第四号の規定にかかるわらず、当分の間、一月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施設型給付費の支給 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一条）第九条の規定による私立幼稚園（国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）の経常的経費に充てるための国の補助金の総額（以下この項において「国の補助金の総額」という。）、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ （略）

二 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分

に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特定教育・保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特

例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とには、零とする。）を基準として市町村が定める額

(2)
(略)

ロ 特別利用保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とには、零とする。）を基準として市町村が定める額

(2)
(略)

ロ 特別利用保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。

(2)
(略)

三 特例地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に

応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特別利用地域型保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

三 特例地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特別利用地域型保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特別地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行つた特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他的事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(2) (略)

□ 特例保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特別地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行つた特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他的事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(2) (略)

2 4

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特別地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行つた特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他的事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(2) (略)

□ 特例保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特別地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行つた特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他的事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

(2) (略)

2 4

(子ども・子育て支援臨時交付金の交付)

第十五条

国は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第号。次項及び附則第二十二条において「平成三十一年

改正法」という。）の施行により地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用についての負担が増大すること並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二

十四年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行による地方公共団体の地方消費税及び地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。）の増収見込額（次項において「地方消費税増収見込額」という。）が平成三十一年度において平成三十二年度以降の各年度に比して過小であることに対処するため、平成三十一年度に限り、都道府県及び市町村に対して、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する。

2| 子ども・子育て支援臨時交付金の総額は、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用の状況並びに同年度における地方消費税増収見込額の状況を勘案して予算で定める額（次項及び附則第二十二条第二項において「子ども・子育て支援臨時交付金総額」という。）とする。

3| 各都道府県又は各市町村に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額は、子ども・子育て支援臨時交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県又は各市町村に係る次に掲げる額の合算額

(新設)

により按分した額とする。

- 一 平成三十一年度における子ども・子育て支援給付に要する費用（教
育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者の経済的負担
の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限る。）のうち、
各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省
令で定めるところにより算定した額
- 二 平成三十一年度における地域子ども・子育て支援事業に要する費用
(施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として
総務省令で定める費用に限る。) のうち、各都道府県又は各市町村が
負担すべき費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算
定した額

（子ども・子育て支援臨時交付金の算定の時期等）

- 第十六条 総務大臣は、前条第三項の規定により各都道府県又は各市町村
に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を、平成三十二年三月
中に決定し、これを当該都道府県又は当該市町村に通知しなければなら
ない。

（子ども・子育て支援臨時交付金の交付時期）

- 第十七条 子ども・子育て支援臨時交付金は、平成三十二年三月に交付す
る。

（新設）

（新設）

（子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関する都道府県知事

(の義務)

第十八条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第十九条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の用途)

第二十条 都道府県及び市町村は、交付を受けた子ども・子育て支援臨時交付金の額を、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるものとする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計における子ども・子育て支援臨時交付金の経理等)

第二十一条 子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する経理は、平成三十一年度に限り、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

(新設)

(新設)

(新設)

。以下この条において「特別会計法」という。) 第二十二条の規定にか

かわらず、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「交

付税特別会計」という。)において行うものとする。

2 | 子ども・子育て支援臨時交付金総額は、特別会計法第六条の規定にか
かわらず、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 | 特別会計法第二十三条及び附則第十二条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は平成三十一年度における交付税特別会計の歳入とし、子ども・子育て支援臨時交付金は同年度における交付税特別会計の歳出とする。

(基準財政需要額の算定方法の特例)

第二十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十条第三十三号

に掲げる経費のうち、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子どものための教育・保育給付及び子

育てのための施設等利用給付に要する費用については、同法第十二条の二の規定にかかわらず、地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入しない。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十三条 総務大臣は、子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する

命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第十六条の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聽かな

(新設)

(新設)

ければならない。

(事務の区分)

第二十四条 附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(総務省令への委任)

第二十五条 附則第十五条から前条までに定めるもののほか、子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(新設)

(新設)

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案		現 行	
		法 律	事 務	法 律	事 勿
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十年法律第十三号）	附則第三十一条第二項の規定によりなおする等の法律（平成二十一年法律第二十五号）第八条	附則第三十一条第二項の規定によりなおする等の法律（平成二十一年法律第二十五号）第八条	附則第三十一条第二項の規定によりなおする等の法律（平成二十一年法律第二十五号）第八条	（新設）	（新設）
（五号）	（五号）	（五号）	（五号）	（五号）	（五号）
子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十号）	定により都道府県が処理することとされていいる事務	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第四十七条 （略）

②～④ （略）

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

第四十七条 （略）

②～④ （略）

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一〇三十二（略）

三十三 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものと除く。）及び子育てのための施設等利用給付に要する経費（地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものと除く。）

一〇三十二（略）

三十三 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものと除く。）

三十四（略）

三十四（略）

- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

※ 「現行」は、災害救助法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十二号）附則第三条による改正後のもの。

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	
別表第二（第三十条の十関係）		現 行	
提供を受ける通知都道府	県の区域内の市町村の市 町村長その他の執行機関	事務	事務
県以外の都道府県の区域	一の五 市町村長	（略）	（略）
事務	一の六～十 （略）	（略）	（略）
別表第四（第三十条の十二関係）	（略）	（略）	（略）
提供を受ける通知都道府	（略）	（略）	（略）

		現 行	
別表第二（第三十条の十関係）		別表第四（第三十条の十二関係）	
提供を受ける通知都道府	県の区域内の市町村の市 町村長その他の執行機関	事務	事務
県以外の都道府県の区域	一の五 市町村長	（略）	（略）
事務	一の六～十 （略）	（略）	（略）
別表第四（第三十条の十二関係）	（略）	（略）	（略）
提供を受ける通知都道府	（略）	（略）	（略）

内の市町村の市町村長その他の執行機関

一の六〇十 (略)	一の五 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の六〇四 (略)	一の五 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

内の市町村の市町村長その他の執行機関

一の六〇十 (略)	一の五 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の六〇四 (略)	一の五 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。</p> <p>）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に関し政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。</p> <p>）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に関し政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。</p>
<p>（歳入及び歳出）</p>	<p>（歳入及び歳出）</p>

第一百十一条 (略)

2～4 (略)

5 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 (略)

二 歳出

イ 児童手当交付金

ロ 子どものための教育・保育給付交付金（子ども・子育て支援法第六十八条第一項の規定による交付金をいう。以下同じ。）及びこれに関する諸費並びに子育てのための施設等利用給付交付金（同条第二項の規定による交付金をいい、同法第六十六条の二の規定により国庫が支弁する費用を含む。第一百二十条第二項第三号において同じ。）

二 歳入

イ 児童手当交付金

ロ 子どものための教育・保育給付交付金（子ども・子育て支援法第六十八条第一項の規定による交付金をいう。以下同じ。）及びこれに関する諸費

ハ 子ども・子育て支援交付金（子ども・子育て支援法第六十八条第三項の規定による交付金をいう。以下同じ。）及び仕事・子育て両立支援事業費

ニ 一時借入金の利子

ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヘ 業務取扱費

ト 業務勘定への繰入金

チ 附属諸費

6

(略)

第一百十一条 (略)

2～4 (略)

5 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 (略)

二 歳出

イ 児童手当交付金

ロ 子どものための教育・保育給付交付金（子ども・子育て支援法第六十八条第一項の規定による交付金をいう。以下同じ。）及びこれに関する諸費

ハ 子ども・子育て支援交付金（子ども・子育て支援法第六十八条第三項の規定による交付金をいう。以下同じ。）及び仕事・子育て両立支援事業費

ニ 一時借入金の利子

ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヘ 業務取扱費

ト 業務勘定への繰入金

チ 附属諸費

6

(略)

(一般会計からの繰入対象経費)

第一百十三条 (略)

2 (略)

3 子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用で国庫が負担するもの、子ども・子育て支援法第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用で同法第六十八条第一項の規定により国庫が負担するもの、子どものための教育・保育給付交付金に関する諸費で国庫が負担するもの、同法第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八条第二項の規定により国庫が負担するもの、同法第六十六条の一の規定により国庫が支弁する費用、同法第六十五条第六号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十八条第二項の規定により国庫が負担するもの及び第百十一条第五項第二号へに掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十八条第二項の規定により国庫が負担するものとする。

4 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第一百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一・二 (略)

三 每会計年度一般会計から子ども・子育て支援勘定に繰り入れた金額

(子どものための教育・保育給付交付金の額、子育てのための施設等

(一般会計からの繰入対象経費)

第一百十三条 (略)

2 (略)

3 子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用で国庫が負担するもの、子ども・子育て支援法第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用で同法第六十八条第一項の規定により国庫が負担するもの、子どものための教育・保育給付交付金に関する諸費で国庫が負担するもの、同法第六十五条第三号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十八条第二項の規定により国庫が負担するもの及び第百十一条第五項第二号へに掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十八条第二項の規定により国庫が負担するものとする。

4 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第一百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一・二 (略)

三 每会計年度一般会計から子ども・子育て支援勘定に繰り入れた金額

(子どものための教育・保育給付交付金の額及び子ども・子育て支援

利用給付交付金の額及び子ども・子育て支援交付金の額を除く。) が
、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項までの規定
による国庫負担金の額、子どものための教育・保育給付交付金に関する
諸費に係る国庫負担金の額及び第百十一条第五項第二号へに掲げる
業務取扱費に係る国庫負担金の額の合計額に対しても超過し、又は不足
する場合

四〇七 (略)

交付金の額を除く。) が、当該年度における児童手当法第十八条第一
項から第三項までの規定による国庫負担金の額、子どものための教育
・保育給付交付金に関する諸費に係る国庫負担金の額及び第百十一条
第五項第二号へに掲げる業務取扱費に係る国庫負担金の額の合計額に
対しても超過し、又は不足する場合

四〇七 (略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第九条関係）

一〇九十三 （略）

（略）

九十四 市町村長

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

九十五～九十九 （略）

（略）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者
（略）

事務
（略）

情報提供者
（略）

特定個人情報
（略）

百十六 市町
村長

子ども・
子育て支
援法によ
る子ども

市町村長

児童福祉法による障害児通所支
援に関する情報、地方税関係情
報、住民票関係情報又は障害者
自立支援給付関係情報であつて

現 行

別表第一（第九条関係）

一〇九十三 （略）

（略）

九十四 市町村長

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

九十五～九十九 （略）

（略）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者
（略）

事務
（略）

情報提供者
（略）

特定個人情報
（略）

百十六 市町
村長

子ども・
子育て支
援法によ
る子ども

市町村長

児童福祉法による障害児通所支
援に関する情報、地方税関係情
報、住民票関係情報又は障害者
自立支援給付関係情報であつて

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（児童福祉法等の特例）

第十二条の四 （略）

2・3 （略）

4 第一項の場合における子ども・子育て支援法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十 とき	九条第 一項
とき、又は教育・保育給付認定子ども（同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに限る。以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）が、教育・保育給付認定の有効期間内において、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下単に「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）として行われる事業者である特定地域型保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」と	とき、又は教育・保育給付認定子ども（同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下単に「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）として行わる保育を行う事業者である特定地域型保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受

現 行

（児童福祉法等の特例）

第十二条の四 （略）

2・3 （略）

4 第一項の場合における子ども・子育て支援法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十 とき	九条第 一項
とき、又は支給認定子ども（同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下単に「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）として行わる保育を行う事業者である特定地域型保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受	とき、又は支給認定子ども（同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに限る。以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）が、教育・保育給付認定の有効期間内において、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下単に「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）として行わる保育を行う事業者である特定地域型保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）として行われる事業者である特定地域型保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」と

項目第一 第一条第一項 第三十一条第一項	第三十一条第一項 (略)	二項 九条第二十一条 二項 九条第十九条第一項 第三十一条第一項 とき	とする。 とする。	要した費用 域型保育	当該特定地 域型保育	定子ども 以上保育認定子ども	当該満三歳 未満保育認定 当該満三歳
付認定保護者が同項の規定による申請をした日 満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付	(略)	とき、又は満三歳以上保育認定子どもが、当該満三歳以上保育認定地域型保育を当該満三歳以上保育認定子どもに受けさせるものとする。	として、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けようとする満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に支給認定証を提示して当該特定満三歳以上保育認定地域型保育を当該満三歳以上保育認定子どもに受けさせるものとする。	要した費用又は当該満三歳以上保育認定子どもに対する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者による特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「特定満三歳以上保育認定地域型保育」という。）に要した費用	当該満三歳未満保育認定子どもに対する特定地 域型保育	当該満三歳未満保育認定子どもに對する特定地 域型保育	いう。）から特定地域型保育を受けたとき 当該満三歳未満保育認定子ども又は当該満三歳
当該満三歳以上保育認定子どもも	(略)						

第四十 条第一 項第三 項第一 項第三 条第一 項第二 号	(略)	第三十 九條第 一項第二 号										号
		十九條第 一項第二 号	十九條第 一項第二 号	十九條第 一項第二 号	十九條第 一項第二 号	十九條第 一項第二 号	十九條第 一項第二 号	十九條第 一項第二 号	十九條第 一項第二 号	十九條第 一項第二 号		
総数が	(略)	もの ども	給付認定子	教育・保育	学前子どもに該当する	る小学校就	同号に掲げ	認定子ども	・保育給付	当する教育	子どもに該當する教育	に掲げる小学校就学前
総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者	(略)	く。)	もの(特定満三歳以上保育認定地域型保育を除				満三歳以上保育認定子ども					受けたとき

第四十 号	(略)									第三十 条第一 項第三 項第三 一項第二号	第十九条第 一項第二号	に掲げる小 学校就学前 子どもに該 当する支給 認定子ども	同号に掲げ る小学校就 学前子ども に該当する	ども	もの	(略)	総数が
		号	第三十 条第一 項第三 項第三 一項第二号	第十九条第 一項第二号	に掲げる小 学校就学前 子どもに該 当する支給 認定子ども	同号に掲げ る小学校就 学前子ども に該当する	ども	もの	(略)								
総数が	(略)	もの	ども	支給認定子	学前子どもに該当する	る小学校就	同号に掲げ	認定子ども	当する支給	子どもに該	学校就学前	に掲げる小	第十九条第	満三歳以上保育認定子ども	上保育認定地域型保育を受けたとき		
総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者)	(略)	もの(特定満三歳以上保育認定地域型保育を除く。)	ども	支給認定子	学前子どもに該当する	る小学校就	同号に掲げ	認定子ども	当する支給	子どもに該	学校就学前	に掲げる小	第十九条第	満三歳以上保育認定子ども	給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき		

(略)				
(略)	満三歳未満 保育認定子 どもを	総数	前項の申込みに係る教育・保育給付認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している教育・保育給付認定子ども(の総数)が	にあつては、第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所(以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。)における前項の申込みに係る教育・保育給付認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している教育・保育給付認定子ども(の総数)が
(略)	満三歳未満保育認定子ども(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども)を	総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を	前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している支給認定子ども(の総数)が	にあつては、第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所(以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。)における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している支給認定子ども(の総数)が

(略)				
(略)	満三歳未満 保育認定子 どもを	総数	前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している支給認定子ども(の総数)が	にあつては、第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所(以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。)における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している支給認定子ども(の総数)が
(略)	満三歳未満保育認定子ども(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども)を	総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を	前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している支給認定子ども(の総数)が	にあつては、第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所(以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。)における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している支給認定子ども(の総数)が

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（第百九十八回国会提出予定）附則第五条による改正後のもの。

		改 正 案		現 行
		附 則 （所掌事務の特例）		
		第一 条 （略）		
（略）	（略）	2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	期 限	事 務
		平成二十二年三月三十一日	子ども・子育て支援臨時交付金に関すること。	（新設）
（略）	（略）	平成二十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	（新設）

(地方財政審議会の所掌事務の特例)

第四条 (略)

3 | 2 (略)
| 地方財政審議会は、第九条及び前二項に定める事務をつかさどるほか
| 、平成三十二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援法（平成二
| 十四年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処
| 理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する
°

(地方財政審議会の所掌事務の特例)

第四条 (略)

2 (新設)
(略)